# 第73回 定時株主総会 招集ご通知

# 開催日時

2020年6月24日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

# 開催場所

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号 HK淀屋橋ガーデンアベニュー 阪和興業株式会社 7階会議室

### 目 次

監督報告書

	株主総会招集ご通知	• • • •	1
	株主総会参考書類	• • • •	6
	議案及び参考事項		
	第1号議案 剰余金の処分の件		
	第2号議案 取締役13名選任の	件	
	第3号議案 監査役3名選任の作	#	
(沼	杰付書類)		
	事業報告		22
	連結計算書類	• • • •	43
	計算書類	• • • •	46

#### 新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府 県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。 株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株 主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等に より事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお 控えいただくようお願い申し上げます。また、ご来場の株主様 にはアルコール消毒液の利用やマスクの着用などのほか、検温 をお願いすることもございます。なお、当社役員及びスタッフ もマスク着用で対応させていただき、当日の総会運営は、例年 に比べ短時間で終了することを予定しております。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (https://www.hanwa.co.jp/) にてお知らせ申し上げます。

本年は株主総会来場株主様へのお土産の配布を取りやめ させていただきます。 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



阪和興業株式会社

証券コード:8078



株主各位

証券コード 8078 2020年6月9日

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号

# 阪和興業株式会社

代表取締役社長 古川 弘成

# 第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、可能な範囲で感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、 書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控 えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記「株主総会参考書類」(6ページから21ページ)をご検討いただき、2020年6月23日(火曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### ■書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### ■インターネット等による議決権行使の場合

5ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使サイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに、各議案に対する替否をご入力ください。

敬具

監査報告書

記

- 1. 日 時 2020年6月24日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
- 2. 場 所 大阪市中央区伏見町四丁目3番9号 HK淀屋橋ガーデンアベニュー 阪和興業株式会社 7階会議室

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。座席数を少しでも確保するために、同フロア内に別会場を設けることも予定しております。想定以上の株主様が来場された場合には、入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 3. 目的事項

# 報告事項

- (1) 第73期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告の内容、 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査 結果報告の件
- (2) 第73期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役13名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件

以上

#### 〈株主様へのお願い〉

- 1. 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますのでご利用いただくとともに、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 2. 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様におかれても、恐縮ながら入場をお断りする場合がございますので、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- 3. 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- 4. 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます。)及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- 5. 当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減という観点から、株主総会当日の健康 状態にかかわらず、一部の役員のみの出席やオンラインによる出席とさせていただく可 能性があります。
  - ◎法令及び当社定款第18条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.hanwa.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表 なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書または会計監 査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けて おります。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.hanwa.co.jp/)において掲載することにより、お知らせいたします。

# 議決権行使方法についてのご案内

## 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を ご持参いただき、

会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月24日(水)午前10時

- ・本招集ご通知は、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 書面にてご行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に 各議案に対する賛否を ご記入いただきご返送ください。

#### 行使期限

2020年6月23日(火) 午後5時到着分まで

# インターネットにてご行使いただく場合



当社指定の議決権行使サイト https://www.web54.net にて各議案に対する賛否を ご入力ください。

#### 行使期限

2020年6月23日(火) 午後5時受付分まで

# 〈議決権電子行使プラットフォームのご利用について〉(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# ▶インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申 し上げます。

#### 1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくこと によってのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】https://www.web54.net

#### 2 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年6月23日(火曜日)午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

#### 3 パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

# 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ■ 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

■ 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日祝祭日を除く)

# 株主総会参考書類

# 議案及び参考事項

# 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第73期期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への継続的な利益の還元を経営の最重要政策の一つとして考えております。 株主の皆様に対しては安定した配当を継続して実施することを第一義とするとともに、不断に収益 力の向上に努め、基礎的な収益水準の上昇とともに戦略的投資からの利益回収状況に合わせて、配 当額の増加を目指しております。

当期の期末配当につきましては、既存の事業領域やグループ企業からの収益については厳しい事業環境下にあっても安定的な利益創出力が認められたものの、戦略的投資における減損処理などにより当期純損失となったことにより、1株当たり期末配当を25円(前期に比べ50円減配)とさせていただきたいと存じます。

#### 1 配当財産の種類

金銭といたします。

## 2 株主に対する配当財産の割当てに 関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は1,015,946,300円となります。

また、当社は2019年12月に1株につき75円の中間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株につき100円となります。

3 **剰余金の配当が効力を生じる日** 2020年6月25日

# 第2号議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役12名は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位
1	あるかり ひろなり 古川 弘成	代表取締役社長再任
2	加藤恭道	取締役副社長執行役員 再任
3	長嶋 日出海	取締役専務執行役員 再 任
4	なかがわ よういち 中川 洋一	取締役専務執行役員 再 任
5	くらた やすはる 倉田 泰晴	取締役専務執行役員 再 任
6	ab 中 中 東司	取締役専務執行役員 再 任
7	堀 龍兒	取締役 再 任 社外取締役 独立役員
8	ではたので ままま まままま まままま まままま こうまま こうまま こうまま こうまま	取締役 再 任 社外取締役 独立役員
9	中井加明三	取締役 再 任 社外取締役 独立役員
10	させま じゅんこ 佐々木 順子	新 任 社外取締役 <u>独立役員</u>
11	et k k j l l l l l l l l l l l l l l l l l	取締役常務執行役員 再 任
12	 つ石 <b>隆敏</b>	取締役常務執行役員 再 任
13	松原 圭司	常務執行役員新任

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)
1 再任	ふるかわ ひろなり 古川 弘成 (1946年10月30日生) ■ 所有する当社株式数 30,725株 (取締役会への出席状況) 16回/16回 (100%)	1969年 3 月 当社入社 1996年 4 月 阪和 (香港) 有限公司副社長 兼 アジア地域 副支配人 (中国・香港) 1997年 6 月 当社取締役 2003年 4 月 当社常務取締役 2005年 4 月 当社代表取締役副社長 2011年 4 月 当社代表取締役社長 (現任)
	鉄鋼や金属原料、非鉄金属事業な	美全般に携わり、2011年より代表取締役社長を務めています。 どでの広範な業務経験と、約8年間の香港勤務などにより培わ強いリーダーシップで社業の発展と経営基盤強化の実現に貢献締役候補者といたしました。
2 再任	か とう やすみち 加藤 恭道 (1955年4月26日生) ■ 所有する当社株式数 25,883株 (取締役会への出席状況) 16回/16回(100%)	1978年 4 月 当社入社 2009年 4 月 当社理事 大阪厚板・鋼板建材・鋼板販売担当 2010年 6 月 当社取締役 2012年 4 月 当社取締役常務執行役員 2016年 4 月 当社取締役専務執行役員 2019年 4 月 当社取締役副社長執行役員(現任) 【現在の担当】 全社鉄鋼総轄・木材部門統轄
	鋼・木材部門を統轄、2019年よ	部門に携わり、2016年より取締役専務執行役員として海外鉄 り取締役副社長執行役員として全社鉄鋼事業総轄と木材部門統 知識と豊富な実務経験を活かして、更なる業績向上に貢献でき 候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)
3 再任	ながしま ひ で み 長嶋日出海 (1960年2月15日生) ■ 所有する当社株式数 11,757株 (取締役会への出席状況) 16回/16回(100%)	1983年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社理事 東京厚板・鋼板販売・鋼板建材第一・鋼板建材第二・北海道支店担当 2012年 4 月 当社取締役執行役員 2015年 6 月 当社取締役執行役員 2016年 4 月 当社取締役常務執行役員 2017年 4 月 当社取締役専務執行役員 【現在の担当】
	を担当、2017年より取締役専務	3門に携わり、2015年より取締役執行役員として東京鋼板部門 執行役員を務めています。高い専門的知識と豊富な実務経験を る業績向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者
<b>4</b> 再 任	なかがわ よういち 中川 洋一 (1961年8月14日生) ■ 所有する当社株式数 5,188株 (取締役会への出席状況) 16回/16回(100%)	1986年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社理事 経理・関連事業担当 兼 経理部長 兼 関連事業部長 2014年 4 月 当社取締役執行役員 2015年 6 月 当社取締役執行役員 2016年 4 月 当社取締役常務執行役員 2017年 4 月 当社取締役専務執行役員(現任) 【現在の担当】 リサイクル原料部門・プライマリー原料部門総轄 兼 管理部門・機械部門統轄
	当、2017年より管理部門を統轄 イクル原料部門及びプライマリー ています。高い専門的知識や、1	こ携わり、2015年より取締役執行役員として経理・財務を担する取締役専務執行役員を務めるとともに、2018年よりリサー原料部門の総轄、また、2019年より機械部門の統轄を兼任し2年余りの米国勤務などにより培われたグローバルで幅広い知は公企業価値向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役

		上
	7	
Ξ		
		V
j	4	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	
5 再任	くら た やすはる 倉田 泰晴 (1959年9月12日生) ■ 所有する当社株式数 1,600株 (取締役会への出席状況) 16回/16回(100%)	1982年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社理事 アジア地域支配人 (アセアン・インド・中東) 鉄鋼・機械を除く部門担当 兼HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD. 会長 2012年 4 月 当社執行役員 2016年 4 月 当社常務執行役員 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員 2017年 4 月 当社取締役専務執行役員(現任) 【現在の担当】 エネルギー部門・食品部門統轄 兼業務管理担当	
	【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に非鉄金属事業に携わり、2010年よりアジア地域支配人としての5年余りのシンガポール勤務を経て、2016年より取締役常務執行役員として石油・化成品事業及び食品事業を統轄、2017年より取締役専務執行役員を務めています。国内外で培った豊富な実務経験を活かし、更なる業績向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
6	はたなか やす し 畠中 康司 (1960年8月30日生) ■ 所有する当社株式数 5,725株 (取締役会への出席状況) 16回/16回 (100%)	1983年 4 月 当社入社 2012年 8 月 当社理事 大阪薄板第一・薄板第二・薄板第三・スチールサービス事業推進担当 兼 東京薄板国際担当補佐 兼 大阪本社薄板第三部長 2013年 4 月 当社取締役執行役員 2014年 6 月 当社取締役常務執行役員 2019年 4 月 当社取締役専務執行役員 (現任) 【現在の担当】 大阪本店長 兼 大阪条鋼部門・大阪鋼板部門・スチールサー	

【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に鉄鋼事業の鋼板部門に携わり、2002年より5年間の中国勤務を経て、2014年より取締役執行役員として大阪鋼板部門及びスチールサービス事業を担当、2019年より取締役専務執行役員として、大阪本店長並びに西日本の鉄鋼事業及び各営業拠点を統轄しています。高い専門的知識と豊富な実務経験を活かし、更なる業績向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

 候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)
7 再任 社外取締役 独立役員	ほり りゅう じ 堀 龍 兒 (1943年9月3日生) ■ 所有する当社株式数 1,164株 (取締役会への出席状況) 16回/16回 (100%)	1966年 4 月 岩井産業株式会社(現 双日株式会社)入社 1996年 6 月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)取締役 2000年 6 月 同社専務取締役 2002年 6 月 同社専務執行役員(2003年3月退任) 2003年 4 月 早稲田大学法学部教授 2004年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科教授(2014年3月退任) 2005年 6 月 株式会社トクヤマ社外監査役(2017年6月退任) 2011年 6 月 リスクモンスター株式会社社外取締役(現任) 2012年 6 月 株式会社T&Dホールディングス社外取締役(2018年6月退任) 2013年 4 月 学校法人早稲田大阪学園専務理事・学園長(2018年12月退任) 2014年 4 月 TM I総合法律事務所顧問(現任)早稲田大学名誉教授(現任) 2014年 6 月 当社取締役(現任) 2016年 5 月 株式会社ニシキ社外取締役(2020年5月退任) 2018年 6 月 株式会社ロッテ社外監査役(現任) 2019年12月 TM Iベンチャーズ株式会社代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) リスクモンスター株式会社社外取締役 株式会社ロッテ社外監査役
	【社外取締役候補者とした理由】 総合商社におけるリスク管理等に長年携わることで培われた専門知識や法律の専門家としての広範な知見に加え、大学教授としての経験も有することから、総合的・多面的な視野から当社の経営判断及び業務執行を監督いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 【独立性に関する事項】 堀龍兒氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準(21ページに記載)を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。 なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)
8 再任社外取締役	て じま たつ や 手島 達也 (1946年7月12日生) ■ 所有する当社株式数 1,225株 (取締役会への出席状況) 16回/16回(100%)	1969年 4 月 東邦亜鉛株式会社入社 1999年 6 月 同社取締役 2000年 6 月 同社執行役員 2002年 1 月 同社常務執行役員 2002年 6 月 同社常務取締役 兼 常務執行役員 2003年 6 月 同社代表取締役常務 兼 常務執行役員 2005年 6 月 同社代表取締役専務 兼 専務執行役員 2006年 6 月 同社代表取締役社長 兼 最高執行責任者 2008年 6 月 同社代表取締役社長 (2017年6月退任) 2017年 6 月 同社相談役 (現任) 古河機械金属株式会社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 古河機械金属株式会社社外取締役 東邦亜鉛株式会社相談役

#### 独立役員

#### 【社外取締役候補者とした理由】

長年にわたり非鉄金属製錬会社の経営者を務め、経営を通じて培われた広範な知識と豊富な経験 を有していることから、その高い人格・識見に基づき、実践的且つ客観的な立場から当社の経営 判断及び業務執行を監督いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 【独立性に関する事項】

手島達也氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準(21ページに記載)を満たし ており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりま す。

なお、同氏は、当社の取引先である東邦亜鉛株式会社の代表取締役社長を2017年6月まで務め ておりましたが、当社と東邦亜鉛株式会社との取引額は当社の年間連結売上高の0.2%未満であ り、その規模・性質などに照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しており ます。

12

 候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)
9 再任 社外取締役 独立役員	なか い か め ぞう 中井加明三 (1950年7月30日生) ● 所有する当社株式数 624株 (取締役会への出席状況) 13回/13回(100%)	1974年 4 月 野村證券株式会社(現 野村ホールディングス株式会社) 入社 1995年 6 月 同社取締役 1999年 4 月 同社常務取締役 2003年 4 月 野村アセットマネジメント株式会社取締役 兼 専務執行役員 2003年 6 月 同社専務執行役 野村ホールディングス株式会社執行役(2006年3月退任) 2008年 4 月 野村アセットマネジメント株式会社顧問(2009年3月退任) 2009年 6 月 野村土地建物株式会社取締役社長(代表取締役)(2012年3月退任) 2011年 6 月 野村不動産ホールディングス株式会社取締役社長(代表取締役)(2012年3月退任) 2012年 2 月 野村不動産株式会社取締役 兼 執行役員 2012年 4 月 同社取締役社長(代表取締役)兼 社長執行役員 2012年 5 月 野村不動産ホールディングス株式会社取締役社長(代表取締役)兼 社長執行役員 2015年 4 月 野村不動産株式会社取締役会長(代表取締役) 2015年 6 月 野村不動産株式会社取締役会長(代表取締役) 2017年 6 月 同社常任顧問(現任)株式会社でいこう証券ビジネス社外取締役(現任) 2018年11月 株式会社だいこう証券ビジネス社外取締役(現任) 2019年 6 月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況)株式会社だいこう証券ビジネス社外取締役(現任)
	しており、特に金融や 監督いただけるものと 【独立性に関する事項】	、た理由】 や不動産業界での会社経営を通じて培われた広範な知識と豊富な経験を有 投資における実践的且つ多面的な立場から当社の経営判断及び業務執行を 判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 が定める社外役員の独立性に関する判断基準(21ページに記載)を満た
	しており、当社は同氏 す。 なお、同氏は、2017 <sup>2</sup> おりましたが、当社と	を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりま F6月まで当社の取引先である野村不動産株式会社の業務執行者を務めて 野村不動産株式会社との取引額は当社の年間連結売上高の0.1%未満であ どに照らして、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

E	1
¥	

 候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)
10 新 任 社外取締役 独立役員	さ さ き じゅん こ 佐々木 順 子 (1960年1月12日生) ■ 所有する当社株式数 0株	1983年 4 月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2007年 1 月 同社執行役員 A P A C & ジャパン テクニカル・セールス・サポート (2010年1月退任) 2011年 1 月 日本マイクロソフト株式会社入社 執行役 カストマー・サービス&サポート ゼネラル・マネージャー (2015年1月退任) 2015年 2 月 株式会社WE I C入社 4 月 同社取締役 営業本部長 (2015年7月退任) 2016年 1 月 ファイア・アイ株式会社入社 バイス・プレジデント (2016年9月退任) 2016年12月 ザルトリウス・ジャパン株式会社入社 社長兼経営執行責任者 (2018年3月退任) 2018年 5 月 株式会社安川電機社外取締役監査等委員 (現任) 2019年 6 月 三井住友信託銀行株式会社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社安川電機社外取締役監査等委員 三井住友信託銀行株式会社社外取締役
	しており、実践的且つ専門的な視断し、社外取締役候補者といたし【独立性に関する事項】 佐々木順子氏は、当社が定める社 しており、当社は同氏を株式会社 あります。	おける経営経験を通じて培われた広範な知識と豊富な経験を有別点から当社の経営判断及び業務執行を監督いただけるものと判ました。  上外役員の独立性に関する判断基準(21ページに記載)を満た東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定では利害関係を有しておらず、独立性に影響を及ぼすものではな

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)
<b>11</b> 再任	ささやま よういち <b>篠山 陽一</b> (1961年11月8日生) ■ 所有する当社株式数 1,461株 (取締役会への出席状況) 15回/16回(93%)	1984年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社理事 東京薄板担当 兼 薄板部長 2014年 4 月 当社執行役員 2017年 4 月 当社常務執行役員 2017年 6 月 当社取締役常務執行役員(現任) 【現在の担当】 東京鋼板部門・新潟支店統轄
	人としての3年余りのタイ、イン ています。国内外での高い専門的	3門に携わり、2014年より鉄鋼・機械部門担当アジア地域支配 ドネシア勤務を経て、2017年より取締役常務執行役員を務め 知識と豊富な実務経験を活かし、東京鋼板部門及び新潟支店の できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。
12	くちいし たかとし □石 隆敏 (1958年10月23日生) ■ 所有する当社株式数 10,077株 (取締役会への出席状況) 16回/16回(100%)	1981年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社理事 東京条鋼建材第一・条鋼建材第二・製鋼原料・鉄構営業・流通販売・東北支店・新潟支店・北関東営業所担当 兼全社鉄構事業推進調整担当 2010年 6 月 当社取締役 2010年 9 月 上海阪飛信息技術有限公司董事長(2020年5月退任) 2012年 4 月 当社取締役執行役員 2014年 6 月 当社執行役員 2017年 4 月 当社常務執行役員 2017年 4 月 当社取締役常務執行役員(現任) 【現在の担当】 東京条鋼部門・全社鉄構営業事業・全社製鋼原料事業・東京冷熱事業・北海道支店・東北支店・北関東支店統轄
	員により執行役員となったのち、 知識と豊富な実務経験を活かし、	『門に携わり、2010年に取締役に就任、2014年に取締役の減2018年より取締役常務執行役員を務めています。高い専門的東京条鋼部門、全社鉄構営業事業、全社製鋼原料事業及び東京支店及び北関東支店の統轄として更なる業績向上に貢献できる補者といたしました。

 候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)
<b>13</b> 新任	まつばら けい じ 松原 圭司 (1960年11月9日生) I 所有する当社株式数 3,628株	1983年 4 月 当社入社 2014年 4 月 当社理事 中国華東地区総代表 兼 阪和(上海)管理有限公司(董事長総経理)兼 アジア地域線材特殊鋼チタン担当 2015年 4 月 当社執行役員 2018年 4 月 当社常務執行役員(現任) 【現在の担当】 海外営業第一・第二・貿易業務・全社線材特殊鋼事業統轄
		特殊鋼部門に携わり、2013年より6年間の中国勤務を経て、 3・全社線材特殊鋼事業を統轄する常務執行役員を務めていま

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

きるものと判断し、取締役候補者といたしました。

- 2. 堀 龍兒、手島達也、中井加明三、佐々木順子の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 3. 堀 龍兒氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年であります。

す。国内外での高い専門的知識と豊富な実務経験を活かし、取締役としての職務を適切に遂行で

- 4. 手島達也氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。
- 5. 中井加明三氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年であります。
- 6. 手島達也氏が2017年6月まで代表取締役を務めていた東邦亜鉛株式会社において、同社の安中精錬所 が過去に出荷した非鉄スラグ製品の一部に、土壌汚染対策法の土壌環境基準を超過した製品があったこ とが判明いたしました。
- 7. 中井加明三氏が2017年6月まで取締役を務めていた野村不動産株式会社は、2017年12月に、同社の裁量労働制の運用に関して、労働基準監督署より是正勧告及び指導を受けました。
- 8. 当社は、堀 龍兒、手島達也、中井加明三の各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する 契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、各氏の 再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、佐々木順子氏 の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠 償責任限度額は、法令の定める額といたします。
- 9. 所有する当社株式数には、当社役員持株会における持分株数を含んでおります。

#### 監査役3名選任の件 第3号議案

監査役小笠原朗彦、名出康雄、平形光男の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますの で、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同 意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	
1	おがさわら あきひこ 小笠原 朗彦	監査役(常勤)	再 任
2	名出 康雄	監査役	再 任 社外監査役 独立役員
3	髙橋 秀行	_	新 任 社外監査役 独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)				
<b>1</b> 再任	おがさわら あきひこ 小笠原 朗彦 (1953年9月30日生) ● 所有する当社株式数 10,122株 (取締役会への出席状況) 16回/16回 (100%) (監査役会への出席状況) 14回/14回 (100%)	1976年 4 月 当社入社 2006年 4 月 当社理事 非鉄金属・金属原料・特殊金属担当 兼 金属原料部長 2006年 6 月 当社取締役 2011年 4 月 当社常務取締役 2012年 4 月 当社取締役常務執行役員 2013年 4 月 当社取締役専務執行役員 2018年 6 月 当社監査役(現任)				
	【監査役候補者とした理由】 当社の非鉄金属に関わる事業に長年携わることで得られた専門的知識と経験、経営全般に る知見を活かし、監査役として当社経営の健全性確保に貢献できるものと判断し、引き続 査役候補者といたしました。					

 候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)			
2 <sub>再 任</sub>	ないで、やすお 名出 康雄 (1946年8月14日生) ■ 所有する当社株式数 48,200株 (取締役会への出席状況) 16回/16回(100%) (監査役会への出席状況) 13回/14回(92%)	1971年 4 月 住友重機械工業株式会社入社 2001年 6 月 同社常務執行役員 2003年 6 月 同社専務執行役員(2007年3月退任) 2006年12月 住友重機械エンバイロメント株式会社代表取 締役社長(2010年3月退任) 2010年 4 月 住友重機械ビジネスアソシエイツ株式会社代 表取締役社長(2012年3月退任) 2012年 6 月 当社監査役(現任)			
独立役員	【社外監査役候補者とした理由】 重機メーカーでの豊富な実務経験と、企業経営を通じて培われた広範な知識と豊富な経験を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、引き続き監査役候補者といたしました。 【独立性に関する事項】 名出康雄氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準 (21ページに記載) を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。 なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。				

—————————————————————————————————————	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)
3 新 任 社外監査役 独立役員	たかはし ひでゆき <b>髙橋 秀行</b> (1957年4月20日生) <b>I</b> 所有する当社株式数 0株	1980年 4 月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行2012年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員株式会社みずほ銀行常務執行役員株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員(2013年4月退任)みずほ信託銀行株式会社常務執行役員(2014年4月退任)株式会社みずほフィナンシャルズトラテジー取締役社長(2014年4月退任)6月株式会社みずほフィナンシャルグループ常務取締役2013年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長株式会社みずほ銀行副頭取執行役員(2013年7月退任)みずほ証券株式会社常務執行役員(2014年4月退任)みずほ証券株式会社常務執行役員(2014年4月退任)のがほ証券株式会社常務執行役員(2014年4月退任)を1017年6月退任)のおすば銀行取締役(非執行)(2017年6月退任)の17年6月退任)を1月退任)を17年6月退任)を17年6月は、17年6月による社の新役会長(現任)株式会社りンシャインシティ社外取締役(現任)(重要な兼職の状況)共立株式会社取締役会長株式会社りの総合の状況の対象を対象の状況の対象の状況の対象を対象の状況の対象を対象の状況の対象を対象の状況の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対
	経営及び監査に関するに当社の取締役会の監ました。 【独立性に関する事項】 高橋秀行氏は、当社がでいる。 でおり、当社は同氏をであります。	携わることで培われた金融及び財務に関する専門知識を有しているうえ、経験も豊富に有していることから、これらの知見や経験を活かして適切査・監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者といたし定める社外役員の独立性に関する判断基準(21ページに記載)を満たし株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定での間に特別な利害関係を有しておらず、独立性に影響を及ぼすものでは

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 名出康雄、髙橋秀行の両氏は、社外監査役候補者であります。
  - 3. 名出康雄氏は、現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年であります。
  - 4. 当社は、小笠原朗彦、名出康雄の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、髙橋秀行氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とします。

20

当社は社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性について、独立性を実質的に担保するための判断 基準を策定すべきであるというコーポレートガバナンス・コードの原則4-9の趣旨に則り、2017年9月26日 開催の取締役会において、以下のとおり「社外役員の独立性に関する判断基準」について決議いたしました。

# 当社における社外役員の独立性に関する判断基準について

当社の社外役員(社外取締役及び社外監査役)について、以下の各号いずれの基準にも該当しない場合は、当社は当該社外役員を、独立性を有する者と判断します。

- 1. 当社の大株主(直近の事業年度末において、直接・間接に10%以上の議決権を保有)またはその業務執行者
- 2. 当社が大株主(直近の事業年度末において、直接・間接に10%以上の議決権を保有)となっている者またはその業務執行者
- 3. 当社の主要な取引先(直近の事業年度において、取引金額が当社の年間連結売上高の2%を超える取引 先)またはその業務執行者
- 4. 当社の主要な借入先(直近の事業年度末の借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先)またはその業務執行者
- 5. 当社の会計監査人の代表社員または社員
- 6. 当社から役員報酬以外に、直近の事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等の専門的サービスを提供する者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- 7. 当社から直近の事業年度において、年間1,000万円を超える寄付・助成等を受けている者(当該寄付・助成等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
- 8. 過去3年間において上記1. ~7. に該当する者
- 9. 上記1. ~8. に該当する者の近親者
- (注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及びその他の使用人等をいう。
- (注2) 近親者とは、二親等以内の親族をいう。

なお、基準のいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役・社外監査役の要件を充足しており、かつ、当社の現状を鑑みて当該人物が必要な専門性や経験を有するとともに、その知見や視点が当社の経営にとって有益で、独立社外役員としてふさわしいと判断した場合には、判断の理由及び独立社外役員としての要件を充足している旨を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立社外役員候補者とすることができるものとします。

以上

※英文株主総会招集ご通知(要旨)につきましては、当社ホームページをご覧ください。 (ホームページアドレス) https://www.hanwa.co.jp/ 事業報告(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

# 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

#### ■ 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度における世界経済は、米国では良好な雇用・所得環境を背景に個人消費などが堅調に推移しましたが、通商政策や外交面での不透明感に加え、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行により年度末にかけて景気の停滞感が強まりました。欧州では、英国のEU離脱問題などを背景に景況感の悪化が続いたほか、足もとにおいては感染症拡大の影響によりインバウンドを含む個人消費や製造業分野における輸出の減少などが目立ちました。中国では、米国との貿易摩擦の長期化を背景に緩やかな減速傾向が続いていましたが、湖北省から発生が確認された感染症の拡がりを機に、中国全土において経済活動が大幅に縮小しました。その他の新興諸国では、米中貿易摩擦の影響などにより輸出を中心に弱い動きが続いていましたが、感染症の拡大による中国の需要減や供給網の混乱などを受け、東南アジアなどを中心に景気は総じて下振れしました。

また、国内経済は、雇用・所得環境の改善により個人消費などの家計部門が総じて堅調に推移しましたが、企業部門においては輸出環境の低迷に加え、国際商品市況の下落や感染症の流行などにより景況感のさらなる悪化が見られました。

#### ■ 当連結会計年度の業績の概要

このような環境において、当連結会計年度の売上高は、国内外の鋼材需要が総じて減少傾向にあるなかで当社も取扱数量を減らしたほか、非鉄金属、合金鉄及び石油製品などの商品市況が前連結会計年度に比べて低い水準にあったことなどから前連結会計年度比8.1%減の1兆9,074億93百万円となりました。また利益面では、営業利益はプライマリー原料事業や鉄鋼事業、食品事業の減益などにより、前連結会計年度比5.4%減の273億30百万円に、また経常損益は持分法適用関連会社であるSAMANCOR CHROME HOLDINGS PROPRIETARY LTD.(以下、SAMANCORといいます。)に関する減損処理による損失273億46百万円を持分法による投資損失として営業外費用に計上したため、125億98百万円の損失となりました(前連結会計年度は、233億95百万円の利益)。親会社株主に帰属する当期純損益は、特別損失として投資有価証券評価損などを計上したことなども加わり、136億74百万円の損失となりました(前連結会計年度は、139億14百万円の利益)。

#### ■ セグメント別の状況

第1四半期連結会計期間より、2019年4月1日付の組織変更に伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「金属原料事業」「非鉄金属事業」から、「プライマリー原料事業」「リサイクル原料事業」に変更しております。

なお、前連結会計年度との比較につきましては、変更後の区分方法に基づき行っております。

鉄鋼事業においては、米中貿易摩擦や消費税率引上げによる影響のほか、オリンピック関連工事の一巡などにより鋼材需要が減退傾向にあったなかで、当社の取扱数量も製造業向け・建設土木向けともに減少しました。また、鋼材価格は前連結会計年度に比べると高い水準にはあったものの、需要の減退によりじり安傾向が続いたため、子会社を中心に利幅を確保しづらい状況が続きました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比4.1%減の1兆54億3百万円、セグメント利益は前連結会計年度比15.9%減の146億28百万円となりました。

プライマリー原料事業においては、クロム系・マンガン系の合金鉄やステンレス鋼の価格が総じて弱含みで推移したことや、シリコン系合金鉄などの取扱数量が減少したことが収益を下押ししました。また、営業外損益においては、フェロクロム市況の低迷などSAMANCORを取り巻く事業環境の悪化が長引くなかで、同社に対する投資の全額を回収することは困難であると判断し、同社株式に含まれる鉱業権等の期末簿価273億46百万円を全額減損処理した結果、SAMANCORに関する持分法による投資損失が349億14百万円となりました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比14.5%減の2,598億55百万円、セグメント損益は305億6百万円の損失(前連結会計年度は、58億17百万円の利益)となりました。

リサイクル原料事業においては、米中貿易摩擦や各国の景気後退懸念などからベースメタルの国際価格が前連結会計年度に比べて弱含みで推移したほか、ステンレスやアルミニウムスクラップなどの取扱数量が減少したことにより減収となりました。一方、銅スクラップ価格の下降局面で安値調達したことによる採算の改善や新規連結したPT. HANWA ROYAL METALSからの利益の上乗せなどから増益となりました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比1.4%減の788億18百万円、セグメント利益は前連結会計年度比51.4%増の23億2百万円となりました。

食品事業においては、主力品目であるサケ類などで供給過多の状況が続いていたところ、感染症の拡大により主要消費国での需要が減退したほか、国内の外食産業における営業自粛なども重なり、商品市況は年度末にかけて下落しました。一方、米国の子会社が取扱品目を拡大したほか、国内において連結子会社の数が増加した影響もあり、売上高は微増となりました。また、利益面ではサケ価格の急落によりたな卸資産評価損が増加したことや為替差益が減少したことなどが下押ししました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比0.4%増の1,017億54百万円、セグメント損益は1億44百万円の損失(前連結会計年度は、15億43百万円の利益)となりました。

石油・化成品事業においては、原油・石油製品の価格は前連結会計年度に比べ低い水準で推移しておりましたが、産油国による協調減産の合意決裂や感染症による需要減衰観測の高まりなどから、年度末にかけて急落しました。また、元売り業界の再編によるスポット取引市場の縮小を受けて、当社における石油製品の取扱数量も減少しました。一方、PKS(パーム椰子殻)をはじめとするバイオマス燃料の販売が着実に収益を伸ばしたほか、船舶燃料におけるSOx(硫黄酸化物)規制を見越した需給変動を捉えて利幅を拡大したことなどが利益に貢献しました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比13.8%減の2,104億57百万円、セグメント利益は前連結会計年度比92.9%増の41億77百万円となりました。

海外販売子会社においては、各国経済が縮小傾向にあるなかで、シンガポールでの石油製品の取扱い減少やタイ・台湾などでの非鉄金属の需要の減少、米国での金属原料類の取扱い減少のほか、インドネシアでは鋼材販売が停滞する一方で地場取引比率の増加を背景に現地通貨建資金の調達コストが負担となったことも利益を押し下げました。これらの結果、売上高は前連結会計年度比23.4%減の2,410億11百万円、セグメント利益は前連結会計年度比54.5%減の4億66百万円となりました。

その他の事業においては、木材事業では住宅メーカー向けなどで天井用鋼製下地材をはじめ木材製品以外でも取扱品目を拡大したほか、EUとの経済連携協定(EPA)の発効により欧州製材の関税率が引き下げられたことなどが寄与し、収益を押し上げました。また、機械事業では産業機械分野及びレジャー施設分野の完工収入が収益に貢献しました。これらの結果、売上高は前連結会計年度比3.0%増の850億4百万円、セグメント利益は前連結会計年度比44.9%増の14億円となりました。

#### 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失

セグメントの名称	外部顧客への売上高 (百万円)	構成比 (%)	セグメント利益 又は損失(△) (百万円)
鉄 鋼 事 業	994,269	52.1	14,628
プライマリー原料事業	255,660	13.4	△30,506
リサイクル原料事業	77,609	4.1	2,302
食品事業	100,615	5.3	△144
石油 ・化成品事業	201,763	10.6	4,177
海外販売子会社	195,325	10.2	466
そ の 他	82,248	4.3	1,400
計	1,907,493	100.0	△7,676
調整額	_	_	△4,921
連結	1,907,493	100.0	△12,598

- (注) 1. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の経常損失と調整を行っております。
  - 2. 「セグメント別の状況」における売上高の数字は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んだ売上高を表しております。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、特に記載すべき設備投資はありません。

#### (3) 資金調達の状況

不測の事態に備えた資金の流動性確保の施策として、総額1,200億円のコミットメントライン契約を締結しております。

#### (4) 対処すべき課題

#### ■次期の見通し

新型コロナウイルス感染症の拡大により世界経済の先行きが見通しづらいなか、米国においては、サプライチェーンの分断による企業活動の停滞や、これまで景気を牽引してきた個人消費の失速などが懸念されています。欧州においては、感染症への対策として都市の封鎖や移動・入国制限などが続いており、情勢が長期化した場合には倒産企業の拡がりや雇用環境の悪化などが不安視されます。中国では、政府主導のもと企業の操業は一部で再開していますが、外需の縮小が続くなかで国内経済の回復にも相当程度の時間を要するものと考えられます。その他の新興諸国では、感染症流行による各国での経済活動の抑制を背景に、輸出や設備投資の減少などが当面続いていくことが見込まれます。

国内経済は、貿易摩擦や消費税率引上げの影響に加え、感染症拡大によるオリンピックの開催延期や政府による緊急事態宣言の発動が相次ぎ、急速に停滞感が強まっています。全国的な休業・自粛要請が続くなかで雇用環境の悪化や倒産件数の増加が懸念されるほか、建設工事の中断や製造業における生産活動の抑制など、企業活動の下振れが続くものと思われます。

当社グループとしましては、このような事業環境の中においても、各事業分野における需要動向を的確に把握し、取引先のニーズを反映した適切な販売・在庫政策を進めるとともに、新規取引先を積極的に開拓することにより、業績の維持・向上に注力していく所存です。

#### ■ 中期経営計画について

また、当社グループは2016年度から2019年度までの4か年にわたる中期経営計画を策定し、重点課題の達成に向けた取り組みを進めてまいりました。

#### 《テーマ》

『Sへのこだわり -STEADY, SPEEDY, STRATEGIC- 』

~中長期を見据えたSUSTAINABLEな収益体質と経営基盤の強化~

- ① STEADY:既存の事業領域から得られる収益の確保と強化
- ② SPEEDY:グループ企業や国内外の戦略投資からの投資効果の早期実現
- ③ STRATEGIC: 4年間で500億円程度の戦略的投資の継続による将来の追加収益の確保

#### 《業績目標》

最終年度(2019年度)

売上高2兆1,000億円、経常利益350億円、新規ユーザー獲得数2,700社(4年間累計)

当社は、中期経営計画の最終年度において、当社グループとしては初めての経常損失となったことを真摯に受け止め、2020年度を初年度とする次期の中期経営計画(2020年度 - 2022年度)においては、財務体質の強化にあらためて努めるとともに、前中期経営計画で種蒔きした国内外での成長機会から漏れなく果実を採るための土台作りと位置づけ、次への発展を見据えて取り組んでまいります。基本的な事業戦略は前中期経営計画を引き継ぎ、そこか(即納・小口・加工)戦略や東南アジアでの事業展開の強化を通じた収益の最大化などを目指していきながらも、持続的な(Sustainable)成長につなげるための経営基盤の構造(Structural)改革を意識し、以下の施策についても優先的に取り組んでいく所存です。

- (1) 財務規律の強化と資本効率の向上
- (2) グループ経営体制の深化
- (3) 人材基盤の高度化・多様化
- (4) 基幹システムの更改及びHKQC (Hanwa Knowledge Quality Control) の実効性向上
- (5) SDGsへの取り組み及び多様なステークホルダーとの対話促進

なお、定量的な目標を含む次期中期経営計画の詳細につきましては、新型感染症の流行の状況が連結業績に与える影響などを踏まえ、2020年度第2四半期決算発表時を目途に公表する予定でおります。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

		区	分				第70期 2016年度	第71期 2017年度	第72期 2018年度	第73期 (当期) 2019年度
売	上	:		高	(百万F	9)	1,514,037	1,791,118	2,074,600	1,907,493
経常利	益又は経	常損夠	<b>₹</b> (△	7)	(百万F	9)	22,907	25,502	23,395	△12,598
利益又	株主に帰 は親会社 純損失(	株主は			(百万F	9)	16,363	17,354	13,914	△13,674
純	資	ť		産	(百万F	9)	171,637	203,700	202,459	166,097
総	資	ť		産	(百万F	9)	694,232	860,344	933,307	798,442
1 株	当	た	V)	純	資	産	4,193円50銭	4,621円96銭	4,632円55銭	4,027円01銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)							400円89銭	427円04銭	342円41銭	△336円51銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき、算出しております。
  - 2. 2017年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。 第70期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
  - 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日) 等を第72期 の期首から適用しており、第71期は、当該会計基準等を遡及適用した後の数値となっております。

#### (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 比率(%)	事業内容
エスケーエンジニアリング株式会社	222百万円	100.0	鉄骨工事の現場施工管理
株式会社ダイサン	200百万円	100.0	鉄鋼製品の加工及び販売
阪和流通センター東京株式会社	100百万円	100.0	鉄鋼製品の保管及び加工、金属原料・エネルギー関連製品の保管等
阪和流通センター大阪株式会社	100百万円	100.0	鉄鋼製品の保管及び加工の請負
阪和流通センター名古屋株式会社	100百万円	100.0	鉄鋼製品の保管及び加工等
阪和スチールサービス株式会社	100百万円	100.0	鉄鋼製品の加工及び販売
阪和エコスチール株式会社	100百万円	100.0	鉄鋼製品の加工、販売及びレンタル

会社名	資本金	議決権の 比率(%)	事業内容
三栄金属株式会社	100百万円	100.0 (3.0)	鉄鋼製品の加工及び販売
株式会社トーハンスチール	64百万円	100.0	鉄筋加工及び工事の請負
ダイコースチール株式会社	50百万円	100.0	鉄鋼製品の加工及び販売
亀井鐵鋼株式会社	50百万円	100.0 (1.0)	鉄鋼製品の加工及び販売
大鋼産業株式会社	35百万円	100.0 (3.0)	鉄鋼製品の販売及び工事の請負
太洋鋼材株式会社	10百万円	100.0 (100.0)	鉄鋼製品の加工、販売及びレンタル
株式会社松岡鋼材	10百万円	100.0 (100.0)	鉄鋼製品の加工及び販売
株式会社カネキ	20百万円	98.5 (1.5)	鉄鋼製品の加工及び販売
すばる鋼材株式会社	57百万円	97.0	鉄鋼製品の加工及び販売
ジャパンライフ株式会社	60百万円	80.1	土木建築金物の設計、加工及び販売
廣内圧延工業株式会社	100百万円	74.6	鉄鋼製品の加工及び販売
山陽鋼材株式会社	20百万円	51.0	鉄鋼製品の加工及び販売
HANWA STEEL SERVICE MEXICANA S.A. DE C.V.	MXN 870,547∓	100.0 (0.0)	北米地域における鉄鋼製品の加工及び販売
HANWA STEEL SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	THB 576,000∓	100.0 (0.0)	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
PT. HANWA STEEL SERVICE INDONESIA	US\$ 18,000∓	100.0 (1.0)	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
阪和鋼板加工(東莞)有限公司	US\$ 15,000千	100.0 (40.0)	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
長富不銹鋼中心(蘇州)有限公司	US\$ 18,000千	74.0	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
HANWA STEEL CENTRE (M) SDN. BHD.	MYR 40,000∓	66.0	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
日鴻不銹鋼 (上海) 有限公司	RMB 95,000千	55.0	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
日本南ア・クロム株式会社	13,608百万円	50.1	投資事業

会社名	資本金	議決権の 比率(%)	事業内容
昭和メタル株式会社	20百万円	100.0	特殊金属の加工及び販売
日興金属株式会社	20百万円	100.0	特殊金属・非鉄金属の加工及び販売
正起金属加工株式会社	20百万円	97.0	非鉄金属の加工及び販売
PT. HANWA ROYAL METALS	US\$ 3,800∓	51.0 (51.0)	非鉄金属原料の加工及び販売
ハンワフーズ株式会社	200百万円	100.0	水産加工品の販売
丸本本間水産株式会社	20百万円	97.0	水産物卸売業・加工製造業
SEATTLE SHRIMP & SEAFOOD COMPANY, INC.	US\$ 300千	100.0 (49.0)	北米地域における商品の販売
トーヨーエナジー株式会社	120百万円	100.0	エネルギー関連製品の販売
西部サービス株式会社	20百万円	100.0	産業廃棄物の収集運搬及び中間処理
有限会社アルファフォルム	3百万円	100.0	産業廃棄物の中間処理
HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.	US\$ 129,527千	100.0	アジア地域における商品の販売
HANWA AMERICAN CORP.	US\$ 40,000千	100.0	北米地域における商品の販売
HANWA THAILAND CO., LTD.	THB 612,200千	100.0 (0.0)	アジア地域における商品の販売
阪和(香港)有限公司	HK\$ 70,000千	100.0	アジア地域における商品の販売
阪和 (上海) 管理有限公司	US\$ 2,500千	100.0	アジア地域における商品の販売
台湾阪和興業股份有限公司	NT\$ 15,000千	100.0	アジア地域における商品の販売
hanwa canada corp.	C\$ 2,300千	100.0 (100.0)	北米地域における商品の販売
PT. HANWA INDONESIA	US\$ 32,100千	99.9 (0.0)	アジア地域における商品の販売
株式会社ハローズ	100百万円	100.0	アミューズメント施設の管理及び運営

- (注) 1. 当期の連結子会社は上記の46社であり、持分法適用非連結子会社は10社であります。
  - 2. 「議決権の比率」の(内書)は間接所有割合であります。

#### (7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	73,899百万円
株式会社みずほ銀行	69,419百万円
株式会社三菱UFJ銀行	46,562百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	32,446百万円
株式会社りそな銀行	5,652百万円

#### (8) 主要な事業内容

鉄鋼を中心にプライマリー原料、リサイクル原料、食品、石油・化成品、木材及び機械等各種商品の販売を主たる事業とし、さらに鋼材加工、リサイクル金属加工及びアミューズメント施設の管理・運営等の事業活動も行っております。

#### (9) 主要な事業所

国 内 当社本社 大阪本社 (大阪市中央区)、東京本社 (東京都中央区)

当社支社 名古屋支社 (名古屋市中村区)、九州支社 (福岡市博多区)

当社支店 北海道支店 (札幌市中央区)、東北支店 (仙台市青葉区)、

北関東支店(伊勢崎市田中町)、新潟支店(新潟市中央区)、

中国支店(広島市中区)

(注) 上記の他、当社の営業所10か所があります。

海 外 当社支店 ロンドン支店、ヨハネスブルグ支店

現地法人 HANWA AMERICAN CORP. (米国)、阪和 (上海)管理有限公司 (中国)、阪和 (香港)有限公司 (中国)、HANWA THAILAND CO., LTD. (タイ)、HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD. (シンガポール)、台湾阪和興業股份有限公司 (台湾)、PT. HANWA INDONESIA (インドネシア)等20か国20法人40か所

- (注) 上記の他、当社の事務所2か所があります。
- (注)上記の他、国内外に当社グループの事業所、工場等があります。当社グループの主要な子会社の概要は、「(6)重要な子会社の状況」(26ページから28ページ)に記載のとおりです。

#### (10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

	セグン	メントの名称		従 業 員 数
鉄	錮	事	業	3,022名
プ	ラ イ マ	リ ー 原 *	料 事 業	56名
IJ	サイク	ル原料	事業	197名
食		事	業	137名
石	油・イ	化 成 品	事 業	216名
海	外 販	売 子	会 社	438名
そ		の	他	214名
全	社	(共	通)	347名
		計		4,627名

- (注) 1. 従業員数は、企業集団から企業集団外への出向者を除いた就業人員数であります。
  - 2. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している人員数であります。

#### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数		
1,459名	69名増	37.6才	12.6年		

(注) 従業員数は、当社から関係会社等への出向者を除いた就業人員数であります。

# 2 会社の現況に関する事項

#### (1) 株式に関する事項

① 発行可能株式総数

114,000,000株

② 発行済株式の総数

42,332,640株(自己株式1,694,788株を含む。)

③ 当期末株主数

11,800名(前期末比2,065名增)

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,223千株	5.47%
阪 和 興 業 取 引 先 持 株 会	1,831	4.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,770	4.36
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,727	4.25
株式会社三井住友銀行	1,526	3.76
GOVERNMENT OF NORWAY	972	2.39
阪 和 興 業 社 員 持 株 会	913	2.25
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	835	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	748	1.84
JP MORGAN CHASE BANK 385151	704	1.73

- (注) 1. 当社は、自己株式1,694,788株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
  - 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

# (2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等(2020年3月31日現在)

会社における地位	氏	名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	古川	弘 成		
取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	加藤	恭道	全社鉄鋼総轄・木材部門統轄	
取 締 役 専務執行役員	長嶋	日出海	東京鋼板部門・北海道支店・東北支店・新潟支店・北関東支店統轄	
取 締 役 専務執行役員	中川	洋一	リサイクル原料部門・プライマリー原料部門総 轄 兼 管理部門・機械部門統轄	
取 締 役 専務執行役員	倉 田	泰晴	エネルギー部門・食品部門統轄 兼 業務管理担当	
取 締 役 専務執行役員	畠 中	康司	大阪本店長 兼 大阪条鋼部門・大阪鋼板部門・ スチールサービス事業推進・九州支社・中国支 店・北陸営業所統轄	
取 締 役	堀	龍兒		リスクモンスター株式会社 社外取締役 株式会社ロッテ社外監査役
取 締 役	手 島	達也		古河機械金属株式会社 社外取締役 東邦亜鉛株式会社相談役
取 締 役	中井	加明三		株式会社だいこう証券ビジ ネス社外取締役 株式会社ビックカメラ社外 取締役
取 締 役 常務執行役員	篠山	陽一	名古屋支社長	
取 締 役 常務執行役員	出利葉	知 郎	リサイクル原料部門・プライマリー原料部門統 轄 兼 業務管理担当	

会社に	おける地位	氏	名	担当	重要な兼職の状況
取常務	締 役 執 行 役 員	口石	隆敏	東京条鋼部門・全社鉄構営業事業・全社製鋼原料事業・東京冷熱事業統轄 兼 北海道支店・東北支店・北関東支店担当	上海阪飛信息技術有限公司 董事長
監査	役(常勤)	川西	英 夫		
監査	役(常勤)	小笠原	朗彦		
監	査 役	名出	康雄		
監	査 役	大久保	克則		
監	查 役	平形	光男		日鉄興和不動産株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 堀 龍兒、手島達也、中井加明三の各氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役 名出康雄、大久保克則、平形光男の各氏は、社外監査役であります。
  - 3. 取締役 堀 龍兒、手島達也、中井加明三の各氏及び監査役 名出康雄、大久保克則、平形光男の各氏 は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
  - 4. 監査役 大久保克則、平形光男の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する 相当程度の知見を有しております。
  - 5. 当社は、社外取締役及び監査役全員と次のとおり責任限定契約を締結しております。 (責任限定契約の内容の概要) 当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限 度額は、法令の定める額としております。
  - 6. 2019年6月21日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、芹澤 浩、山本浩雅、関 收の各氏は 任期満了により取締役を退任いたしました。
  - 7. 2019年6月21日開催の第72回定時株主総会において、新しく中井加明三氏は取締役に選任され就任いたしました。

また、本年4月1日現在の取締役及び監査役の状況は次のとおりです。

会社における地位	氏 名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	古川弘成		
取 締 役 副社長執行役員	加藤恭道	全社鉄鋼総轄・木材部門統轄	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	長 嶋 日出海	名古屋支社長	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	中 川 洋 一	リサイクル原料部門・プライマリー原料部門 総轄 兼 管理部門・機械部門統轄	
取 締 役 専務執行役員	倉 田 泰 晴	エネルギー部門・食品部門統轄 兼 業務管理担当	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	畠 中 康 司	大阪本店長 兼 大阪条鋼部門・大阪鋼板部門・スチールサービス事業推進・九州支社・中国支店・北陸営業所統轄	
取 締 役	堀龍兒		リスクモンスター株式会社 社外取締役 株式会社ロッテ社外監査役
取 締 役	手 島 達 也		古河機械金属株式会社 社外取締役 東邦亜鉛株式会社相談役
取 締 役	中 井 加明三		株式会社だいこう証券ビジ ネス社外取締役 株式会社ビックカメラ社外 取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	篠山陽一	東京鋼板部門・新潟支店統轄	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	出利葉 知 郎 (*)	リサイクル原料部門・プライマリー原料部門 統轄 兼 業務管理担当	

会社は	こおける	地位		氏		名		担当	重要な兼職の状況
取 常 務	締 執 行 í	役 役 員		石	隆	敏		東京条鋼部門·全社鉄構営業事業·全社製鋼原料事業·東京冷熱事業·北海道支店·東北 支店·北関東支店統轄	上海阪飛信息技術有限公司 董事長
監査	役(常	勤)	JII	西	英	夫			
監査	役(常	勤)	小 <u>完</u>	空原	朗	彦			
監	査	役	名	出	康	雄			
監	查	役	大久	ス保	克	則			
監	査	役	平	形	光	男	(*)		日鉄興和不動産株式会社 社外取締役

- (注) (\*)印の取締役及び監査役は、2020年6月24日開催予定の第73回定時株主総会終結の時をもって退任する予定であります。
  - ② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

	区 分		支給人員	支給額	摘要
取	締	役	15名	416百万円	うち社外取締役 4名 33百万円
監	査	役	5名	76百万円	うち社外監査役 3名 25百万円
合		計	20名	493百万円	

- (注) 1. 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、上記金額には、2019 年6月21日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名に対する報酬を含んでお ります。
  - 2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第59回定時株主総会において取締役報酬限度額(年額)8億60百万円以内と、2009年6月26日開催の第62回定時株主総会において監査役報酬限度額(年額)80百万円以内と決議いただいております。

### ③ 社外役員に関する事項

区分	氏	名	主な活動状況	重要な兼職の状況 及び当社との関係
社外取締役	堀	龍 兒	当期においては、16回開催されたすべての取締役会に出席し、企業経営及び法律の専門的見地から適宜発言を行っております。	リスクモンスター株式会社社外取締役 株式会社ロッテ社外監査役 (上記重要な兼職先と当社との間に 特段の取引関係等はありません。)
社外取締役	手 島	達也	当期においては、16回開催されたすべての取締役会に出席し、長年にわたる上場企業の経営者として培われた豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。	古河機械金属株式会社社外取締役 東邦亜鉛株式会社相談役 (上記重要な兼職先と当社との間に 特段の取引関係等はありません。)
社外取締役	中井	加明三	当期においては、就任以降13回開催されたすべての取締役会に出席し、長年にわたる上場企業の経営者として培われた豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。	株式会社だいこう証券ビジネス 社外取締役 株式会社ビックカメラ社外取締役 (上記重要な兼職先と当社との間に 特段の取引関係等はありません。)
社外監査役	名 出	康雄	当期においては、16回開催されたすべての取締役会及び14回開催された監査役会のうち13回に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社等への往査を実施しております。	_
社外監査役	大久保	克則	当期においては、16回開催されたすべての取締役会及び14回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社等への往査を実施しております。	_
社外監査役	平形	光男	当期においては、16回開催されたすべての取締役会及び14回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社等への往査を実施しております。	日鉄興和不動産株式会社社外取締役 (上記重要な兼職先と当社との間に 特段の取引関係等はありません。)

### (3) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 責任限定契約の内容の概要 当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額 は、法令の定める額としております。
- ③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支 払 額
イ. 当事業年度に係る報酬等の額	85百万円
ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額	94百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積の算定根拠などを確認し、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する監査報酬等の額と、金融商品取引法に定める監査に対する監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
  - ④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計 基準」適用支援業務の報酬及びタイPE.TAX申告のための調査業務の報酬を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断 される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締 役会は、当該議案を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解 任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (4) 業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)及びその運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関しまして、取締役会において以下のとおり決議しております。

〈内部統制システムの構築・運用に関する基本方針〉

- ①当社及び当社の子会社からなる企業集団(以下、阪和興業グループという。)の取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 社是・社訓等当社企業理念に基づき阪和興業グループの企業倫理規範、企業倫理行動基準等を制定する。
  - ロ. 当社はコンプライアンス委員会を設置し、同委員会はコンプライアンス・マニュアルを原則として阪和興業グループの全役職員に対して、いつでも閲覧可能な状態に供し、内容の周知徹底を図りその実効性を確保する。
  - ハ. 阪和興業グループの全役職員を対象とするコンプライアンスに関する相談窓□ (コンプライアンス委員、社外取締役及び社外弁護士)を設け、問題発生の際の直接通報制度を確保するとともに、係る報告をしたことを理由として情報提供者が不利な取扱いを受けないことを保障する。また、不適切な事態に陥った際には、社会に対して迅速かつ的確な情報開示と説明義務の遂行を果たすとともに、徹底した原因究明と再発防止に努める。
  - 二. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等と連携し毅然とした態度で臨み、 断固としてこれらとの関係を遮断する。
- ②当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 当社は取締役の職務執行に係る情報を適正に書面又は電子文書(以下、文書という。)に記録し、法令及び当社の定める文書管理規程に基づき保存及び管理する。
  - 立書事務責任者は保存文書の紛失・破損等に留意し、必要な場合は施錠等(パスワード等によるアクセス制限を含む。)により、適正に管理する。
- ③阪和興業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 当社の取締役、執行役員、理事、各部門長及び子会社の社長は法務審査部と連携し、各担当部署及び各子会社に与信管理規程及び営業部門業務規程の適正な運用を周知徹底させることにより営業リスクを管理し、その軽減を図るものとする。また、当社は新規事業及び投融資案件の審査機関として、投資等審査委員会を設置し、阪和興業グループの投資リスクを審査し、審査結果を当該案件の決裁者に報告する。
  - ロ. 当社はコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易管理等について、総務部、情報システム部及び法務審査部等が連携し、社内規程・マニュアル等に基づき各担当部署がそのリスクを管理する。

- また、コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会等の各種委員会が諮問機関となり各担当部署への指導・啓蒙を行い、必要に応じて社外弁護士等からのアドバイスを受ける。
- ハ. 当社の人事部、法務審査部、監査部及び経営企画部等は関係部署と連携して阪和興業グループのリスク管理の周知徹底を図るため、必要な教育・啓蒙を行う。
- 二. 阪和興業グループのリスク管理の実効状況を検証するため、監査部は当社の国内外拠点、国内グループ会 社及び海外現地法人等に対し予め定めた監査計画に基づきモニタリングを行い、適宜経営会議及び社長に 内部監査報告を行う。また、担当する取締役が年4回阪和興業グループ各社の状況を取締役会に報告す る。
- ホ. 当社は会社情報の開示に関して、ディスクロージャー規程を定めるとともに、ディスクロージャー委員会が開示情報の重要性・妥当性の判断を行うことにより公正かつ適時・適切な情報開示を進める。
- へ. 当社はグループ会社管理規程、グループ会社財務管理規程及び国内グループ会社会計処理統一規則に基づき、当社のグループ会社について適切な権限管理体制や報告体制を構築することで、当社の子会社に係るリスクを適正に管理する。
- ト. 当社は各部門及びグループ会社ごとに、業務手順に内在するリスクの洗い出しや各リスクに対する対応策の整理等を行い、業務リスクを適正にコントロールするための活動(HKQC活動=Hanwa Knowledge Quality Control)を推進する。

#### ④阪和興業グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は取締役会を原則月1回開催し、阪和興業グループにとっての重要な経営の立案及び業務執行の監督を行う。また、経営会議を原則月2回開催し、経営に関する重要事項を協議・決定する。さらに取締役は、取締役会付議基準に則り阪和興業グループの経営判断に係る重要な事項を取締役会に議案として上程する。
- ロ. 当社は当社の子会社にその業務執行状況の報告を毎月させるとともに、東京本社、大阪本社、名古屋支社 の各店で原則月1回開催する各営業部門の月次報告会において、国内子会社の一部も含めて報告を受け、 阪和興業グループの営業の方向性、効率性及び内在するリスクの有無等を検証する。
- ハ. 当社は中長期的な経営戦略を実現するために中期経営計画や年次経営計画を策定し、その進捗状況を検証するため、各業務部門及び子会社を対象とした定期的な目標会議の運営等を通じて、業務の評価及び業務の遂行状況のチェック等(計画の見直しや計画達成のための方法の変更等を含む。)を行い、職務執行の効率性の向上を図る。
- 二. 当社は社長を委員長とし、助言役としての社外取締役及び社外監査役を含む委員にて構成される役員評価 委員会を年2回以上開催し、社長を除く各執行役員の業務執行に係る重要事項の表明及び役員相互評価を 行い、各執行役員の総合評価を行う。その結果に基づき、過半数の委員が社外取締役及び社外監査役で構 成される役員報酬委員会にて取締役の報酬を含む役員報酬案を決定のうえ取締役会に答申し、また、社外 取締役及び社外監査役の委員が社内取締役及び社内監査役の委員と同数で構成される役員指名委員会にお いて取締役の委嘱を含む役員人事案を決定し、取締役会に答申する。

- ⑤阪和興業グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - イ. 当社はグループ会社管理規程に基づき、当社と当社の子会社が相互に連携し円滑な経営を遂行することで、総合的な事業の発展を図る。
  - □. 当社の管掌部門もしくは管掌役員は国内及び海外の子会社の業務状況を把握し、関係部署はその適切な業務執行をサポートするとともに、業務の包括的な管理を行う。
  - ハ. 当社は常勤監査役、子会社監査役、監査部及び経営企画部の関係者等より構成されるグループ会社監査役 連絡会議を適時開催し、当社及び子会社の監査等に関する情報交換を行い、その共有化を図る。
- ⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該 使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役の職務を補助すべき使用人として若干名の使用人を置く。当該使用人は監査役からの要請に応じて調査・報告等を行い、常に監査役との提携を図る。また、当該使用人が監査役より指示・命令を受けた事項については、取締役等からの指揮命令を受けない。

- ②阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役が当社監査役に報告するための体制その他当 社監査役への報告に関する体制
  - イ. 阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役は法定の事項に加え、重大なリスクの発生及び法令・定款違反について当社の監査役に報告する。また、コンプライアンス委員会委員長はコンプライアンスに関する相談窓□への相談の概要等コンプライアンス上の重要な事項について当社の監査役に報告する。
    - 取締役は、取締役会、経営会議その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について 監査役に報告する。
  - ロ. 当社の監査役が報告を求めた事項については、阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社 監査役等は迅速かつ的確に対応する。
  - ハ. 監査部は予め定めた監査計画に基づき実行した内部監査の状況を適宜監査役に報告するとともに、必要な場合には監査役の求めに応じて、追加の調査・報告を行う。
  - 二. 当社は阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役が前3号に掲げる報告及び対応を行ったことを理由として、当該報告者及び対応者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 当社の監査役は取締役、執行役員及び使用人と適宜意見交換を行い、必要に応じて取締役会に対し意見表明を行う。また、会計監査人から会計監査に関する説明を受けるとともに意見交換を行うなど連携を図る。
  - ロ. 当社は監査役が取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、主要部門及び当社の子会社の調査 等を行い得る体制を整備する。
  - ハ. 当社は監査役が職務執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払いまたは償還等の処理をする。

- ⑨財務報告の信頼性を確保するための体制 (財務報告に係る内部統制システムについて)
  - イ. 阪和興業グループは財務報告に係る内部統制基本方針書に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び報告を適切に実行し、内部統制報告制度の効率的、実効的な運用を図る。
  - ロ. 阪和興業グループの財務報告に係る内部統制の構築及び運用は経営会議がこれを統轄する。経営会議の直轄組織として設置する監査部は、財務報告に係る内部統制の構築及び運用状況の検証・評価を行い、その結果を経営会議に報告する。これを踏まえ、経営会議は必要に応じて是正を行う。
  - ハ. 内部統制委員会は経営会議より委託を受けた阪和興業グループの内部統制の課題を検討し、その結果を経営会議に報告する。また、監査部が実施する阪和興業グループの財務報告に係る内部統制システムの有効性評価の検証について助言・支援を行うとともに、内部統制報告書について経営会議に対して意見を述べる。

また、当期における業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の運用状況の概要は以下のとおりです。

<業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の運用状況の概要>

#### ①コンプライアンスに関する取組みについて

当社は、2003年4月に企業倫理理念、企業倫理規範及び企業倫理行動基準を定め、さらに2006年4月にはコンプライアンス・マニュアルを作成し、原則として阪和興業グループの全役職員に対して、いつでも閲覧可能な状態に供し、内容の周知徹底を図るなどコンプライアンス体制の整備に注力してきました。当期においても、グループ会社を含めたコンプライアンス体制の構築を目指し、海外子会社等も含めた阪和興業グループの全役職員にコンプライアンス・マニュアルの周知徹底を図るなど、引き続きコンプライアンス体制の拡充に努めました。また、当社は2019年4月にコンプライアンス・マニュアルを第5版に改定しております。

#### ②リスク管理への取組みについて

当社は、新規事業・投融資案件、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易安全保障上等のリスクについては それぞれに対応部署を定めて管理するとともに、諮問機関として各種委員会を設け、その対応をサポートする 体制を取っております。

当社では、HKQC (Hanwa Knowledge Quality Control) 活動を継続しています。これにより各部門やグループ会社ごとに、業務手順に内在するリスクの洗い出しや各リスクに対する対応策の整理等を行い、業務リスクを適正にコントロールしていくことを目指しています。

当期において、HKQC活動の実施・運用状況の確認や他部門との情報共有を図るため国内全部門及びグループ会社を対象としたHKQC大会を開催し、業務標準化やリスク管理に係る役職員の意識高進に努めました。

また、大規模災害や感染症の発生に備え策定したBCP (Business Continuity Plan) について、適宜見直しを行っております。

#### ③グループ管理への取組みについて

当社は、グループ会社管理規程、グループ会社財務管理規程及び国内グループ会社会計処理統一規則を策定し、当社グループ会社における適正な権限管理体制や報告体制を構築するとともに、経営企画部にグループ支援課を設置し、効率的、実効的なグループ管理体制の整備を進めております。当期において、さらなるグループ会社へのガバナンス強化のため、グループ会社管理規程を改定し、グループ会社承認・報告基準の追加及び変更を行いました。また、当社は、当社監査役と当社グループ会社の監査役が情報共有できる場として、グループ会社監査役連絡会議を設けており、当期において当該会議を1回開催しました。

#### ④取締役の職務執行について

当社は、取締役会規則等に基づき取締役会を原則月1回、経営会議を原則月2回開催することとしており、取締役会では法令や定款等に定められた事項や執行役員も含めた経営会議での協議を経た経営に関する重要事項を決定しております。当期において取締役会を16回、経営会議を24回開催しております。また、取締役会は、各取締役から阪和興業グループにおける業務執行等に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。

#### ⑤監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等について

阪和興業グループの取締役、執行役員及び使用人並びに子会社監査役は法定の事項に加え、重大なリスクの発生及び法令・定款違反が起こった場合には、その事象を当社の監査役に適時報告する体制を取っております。

コンプライアンス委員会委員長はコンプライアンスに関する相談窓口への相談の概要等コンプライアンス上の重要な事項について当社の監査役への報告体制を確保しております。

取締役は、取締役会、経営会議その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について監査役に報告しております。

監査部は、予め定めた監査計画に基づき実行した内部監査の状況を適宜監査役に報告するとともに、必要な場合には監査役の求めに応じて、追加の調査・報告を行っております。

代表取締役及び各部門を統轄する取締役は、個別に監査役及び社外取締役と面談し、様々な事項について情報交換を行っております。また、当期から定期的に監査役と社外取締役が直接情報交換や意見交換を行う場を設けることとし、当期において取締役会の運営方法や意思決定の状況及び懸案事項等について意見交換を行いました。

なお、当社は監査役による独自の調査等その職務の遂行を補助すべき使用人2名(兼任)を選任しており、 監査役の職務執行をサポートする体制を確保しております。

当期においても、引き続き上記の体制を維持し、監査役監査の実効性を確保しました。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金 額
資産の部	
流動資産	627,629
現金及び預金	67,256
受取手形及び売掛金	341,559
電子記録債権	21,281
有価証券	1,167
たな卸資産	127,460
その他	69,949
貸倒引当金	△1,046
固定資産	170,812
有形固定資産	75,162
建物及び構築物	26,252
機械装置及び運搬具	8,624
土地	34,165
その他	6,119
無形固定資産	6,331
投資その他の資産	89,318
投資有価証券	56,892
長期貸付金	19,141
繰延税金資産	600
その他	13,754
貸倒引当金	△1,070
資産合計	798,442

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

	(単位:百万円)			
科目	金額			
負債の部				
流動負債	364,653			
支払手形及び買掛金	202,671			
電子記録債務	19,146			
短期借入金	67,177			
1年内償還予定の社債	10,021			
未払法人税等	2,466			
賞与引当金	2,774			
製品保証引当金	481			
その他	59,913			
固定負債	267,691			
社債	40,013			
長期借入金	212,372			
繰延税金負債	1,308			
再評価に係る繰延税金負債	1,562			
退職給付に係る負債	6,162			
その他	6,271			
負債合計	632,344			
純資産の部				
株主資本	161,398			
資本金	45,651			
利益剰余金	119,475			
自己株式	△3,728			
その他の包括利益累計額	2,250			
その他有価証券評価差額金	6,042			
繰延ヘッジ損益	745			
土地再評価差額金	3,277			
為替換算調整勘定	△2,434			
退職給付に係る調整累計額	△5,380			
非支配株主持分	2,448			
純資産合計	166,097			
負債純資産合計	798,442			

# **連結損益計算書** (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

		(十位・日/バル		
科目	金 額			
売上高		1,907,493		
売上原価		1,827,666		
売上総利益		79,826		
販売費及び一般管理費		52,496		
営業利益		27,330		
営業外収益				
受取利息	2,142			
受取配当金	1,868			
その他	1,316	5,327		
営業外費用				
支払利息	5,494			
持分法による投資損失	35,439			
為替差損	2,515			
その他	1,805	45,255		
経常損失		12,598		
特別利益				
固定資産売却益	229			
投資有価証券売却益	976	1,206		
特別損失				
減損損失	1,003			
投資有価証券評価損	6,589			
関係会社貸倒引当金繰入額	615			
製品保証引当金繰入額	394	8,603		
税金等調整前当期純損失		19,995		
法人税、住民税及び事業税	5,962			
法人税等調整額	△406	5,555		
当期純損失		25,550		
非支配株主に帰属する当期純損失		11,876		
親会社株主に帰属する当期純損失		13,674		

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

				(十位・日/川 川
		株主	資 本	
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	45,651	139,036	△3,737	180,949
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△6,095		△6,095
連結範囲の変動		△906		△906
持分法の適用範囲の変動		1,141		1,141
土地再評価差額金の取崩		66		66
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)		△13,674		△13,674
自己株式の取得			△0	△0
自己株式の処分			0	0
連結子会社株式の取得による持分の増減		△91		△91
そ の 他		0	9	9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	_	△19,560	9	△19,551
当 期 末 残 高	45,651	119,475	△3,728	161,398

		非支配	純資産					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額		株主持分	合計
当 期 首 残 高	10,800	61	3,343	△1,435	△5,473	7,295	14,214	202,459
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△6,095
連結範囲の変動								△906
持分法の適用範囲の変動								1,141
土地再評価差額金の取崩								66
親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)								△13,674
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								0
連結子会社株式の取得による持分の増減								△91
そ の 他								9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,758	684	△66	△998	93	△5,045	△11,765	△16,811
当期変動額合計	△4,758	684	△66	△998	93	△5,045	△11,765	△36,362
当 期 末 残 高	6,042	745	3,277	△2,434	△5,380	2,250	2,448	166,097

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	544,458
現金及び預金	55,267
受取手形	16,677
電子記録債権	18,425
売掛金	280,475
有価証券	1,167
たな卸資産	80,955
前渡金	30,656
前払費用	327
関係会社短期貸付金	39,127
その他	23,137
貸倒引当金	△1,758
固定資産	173,000
有形固定資産	35,309
建物	12,694
構築物	1,496
機械及び装置	1,398
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	299
土地	19,180
リース資産	240
無形固定資産	3,343
ソフトウエア	793
その他	2,549
投資その他の資産	134,347
投資有価証券	40,983
関係会社株式	60,468
出資金	4,741
関係会社出資金	4,831
長期貸付金	12,455
従業員に対する長期貸付金	26
関係会社長期貸付金	5,551
破産更生債権等	568
長期前払費用	474
前払年金費用	2,608
その他	2,692
貸倒引当金	△1,055
資産合計	717,459

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

	(単位:百万円)
科目	金額
負債の部	
流動負債	307,185
支払手形	10,226
電子記録債務	18,160
買掛金	175,183
短期借入金	34,071
1年内償還予定の社債	10.000
リース債務	90
未払金	4.029
未払費用	1.185
未払法人税等	1,713
前受金	29,524
預り金	20,611
前受収益	83
賞与引当金	1.910
製品保証引当金	53
その他	341
固定負債	260,348
社債	40,000
長期借入金	210,685
リース債務	197
繰延税金負債	1,849
関係会社事業損失引当金	1.349
再評価に係る繰延税金負債	1,562
その他	4.704
負債合計	567,534
純資産の部	
株主資本	139,963
資本金	45,651
資本剰余金	4
その他資本剰余金	4
利益剰余金	98,036
利益準備金	5,275
その他利益剰余金	92,760
特別償却準備金	22
圧縮記帳積立金	27
繰越利益剰余金	92,710
自己株式	△3,728
評価・換算差額等	9,961
その他有価証券評価差額金	5,953
<b>繰延ヘッジ損益</b>	730
土地再評価差額金	3,277
純資産合計	149,925
_負債純資産合計	717,459

# **損益計算書** (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

		(十四・口/기 )/
科目	金	額
売上高		1,546,575
売上原価		1,493,391
売上総利益		53,183
販売費及び一般管理費		30,933
営業利益		22,250
営業外収益		
受取利息	2,355	
受取配当金	2,990	
その他	980	6,326
営業外費用		
支払利息	3,570	
為替差損	2,839	
その他	1,512	7,922
経常利益		20,654
特別利益		
投資有価証券売却益	925	925
特別損失		
減損損失	356	
投資有価証券評価損	6,479	
関係会社株式評価損	28,852	
関係会社貸倒引当金繰入額	1,794	
関係会社事業損失引当金繰入額	128	37,610
税引前当期純損失		16,031
法人税、住民税及び事業税	4,419	
法人税等調整額	△418	4,000
当期純損失		20,032

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書	自 2019年4月1日	至 2020年3月31日)
------------	-------------	---------------

	株 主 資 本									
	資本剰余金				利益剰余金					
	資本金	スの供	恣★到仝仝			他利益	則余金	利益剰余金	白己株式	株主資本
	<b>吳</b> 个亚	資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金	利益利赤並 合計	日山水瓜	合計
当 期 首 残 高	45,651	4	4	4,665	67	_	119,364	124,097	△3,728	166,025
当 期 変 動 額										
剰余金の配当				609			△6,705	△6,095		△6,095
特別償却準備金の取崩					△44		44	_		_
圧縮記帳積立金の積立						28	△28	_		_
圧縮記帳積立金の取崩						△1	1	_		_
土地再評価差額金の取崩							66	66		66
当期純損失(△)							△20,032	△20,032		△20,032
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分		0	0						0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	_	0	0	609	△44	27	△26,653	△26,061	△0	△26,061
当 期 末 残 高	45,651	4	4	5,275	22	27	92,710	98,036	△3,728	139,963

	評価・換算差額等				純資産
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	合計
当 期 首 残 高	10,639	48	3,343	14,031	180,056
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△6,095
特別償却準備金の取崩					_
圧縮記帳積立金の取崩					_
圧縮記帳積立金の積立					_
土地再評価差額金の取崩					66
当期純損失(△)					△20,032
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,685	682	△66	△4,069	△4,069
当期変動額合計	△4,685	682	△66	△4,069	△30,131
当 期 末 残 高	5,953	730	3,277	9,961	149,925

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

阪 和 興 業 株 式 会 社 取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

#### 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 印 業務 執行 社員 公認会計士 田 中 基 博 印

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治 印業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治 印

指定有限責任社員 公認会計士 竹 下 晋 平 印 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪和興業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪和興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 会計監査人の監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

阪 和 興 業 株 式 会 社 取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

#### 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 印 業務 執行 社員 公認会計士 田 中 基 博 印

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治 印

指定有限責任社員  $\stackrel{}{\scriptstyle \times}$  公認会計士  $\stackrel{}{\scriptstyle \cap}$   $\stackrel{}{\scriptstyle \cap}$   $\stackrel{}{\scriptstyle \times}$   $\stackrel{}{\scriptstyle \oplus}$   $\stackrel{}{\scriptstyle \times}$   $\stackrel{}{\scriptstyle \times}$ 

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪和興業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査役会の監査報告書謄本

# 監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、または往査により実地調査いたしました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会 社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議 に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び 運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
    - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

### 阪和興業株式会社 監査役会

英 監査役 (常勤) 川西 夫 小笠原 朗 彦 (EII) 監査役 (常勤) 監査役(社外監査役)名出 康 雄 則 監査役(社外監査役) 大久保 克 光 男 監査役(社外監査役)平形

以上

# 株主総会会場ご案内図

### 会 場

# HK淀屋橋ガーデンアベニュー 阪和興業株式会社 7階会議室

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号

電話: (06)7525-5000

### 交通のご案内

地下鉄御堂筋線

# **「淀屋橋駅」**下車

13号出口から徒歩約2分

京阪電車

# 「淀屋橋駅」下車

3号出口から徒歩約10分

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。







